

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

倉敷市は、温暖な気候と豊かな地域資源に恵まれ、優れた伝統技術、発達した道路交通網を有する中国四国地方有数の経済都市として、成長、発展し、地域経済を牽引してきたまちであり、現在も人口約47万人を擁する県下第2位の中核的な都市である。近年、人口は微増傾向であったが、平成31年度から減少に転じ、今後もその傾向は続くと思込んでいる。

古くから繊維産業を中心に発展してきたが、戦後、瀬戸内海の干拓によりできた土地に、石油精製、石油化学、鉄鋼、自動車、食品など幅広い業種の工場を誘致し、全国的に知られる水島コンビナートを形成し、製造品出荷額等は国内でも高い水準にあり、県下有数の産業集積を誇る都市となっている。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して倉敷市設備投資促進奨励金等を講ずることにより、設備投資を促進し、競争力の強化を図ってきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、さらに経済的に発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に100件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

倉敷市の産業は、農水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先

端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

倉敷市の産業は、合併を繰り返してきた経緯から、倉敷、児島、玉島、水島、船穂、真備地区でそれぞれ発展し、広域に事業者が立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、倉敷市全域とする。

(2) 対象業種・事業

倉敷市の産業は、農水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。